

# 認知症高齢者等の 見守り・SOS ネットワークの仕組み

～ 地域での見守りと  
行方不明時の早期発見に向けて ～



本誌は、既に県内全市町で構築されているネットワークの仕組みをより多くの方に知っていただき、認知症や認知機能の低下により、外出を心配されるご本人やご家族にご活用いただきために作成しました。

認知症の人が安心して外出ができるよう、全市町において、認知症高齢者等の見守り・SOS ネットワークが有効に機能することが大切です。

令和6年1月

兵庫県保健医療部 健康増進課 認知症対策班



兵庫県マスコット  
はばたん

# 認知症高齢者等の 見守り・SOS ネットワークの仕組み

## 目次

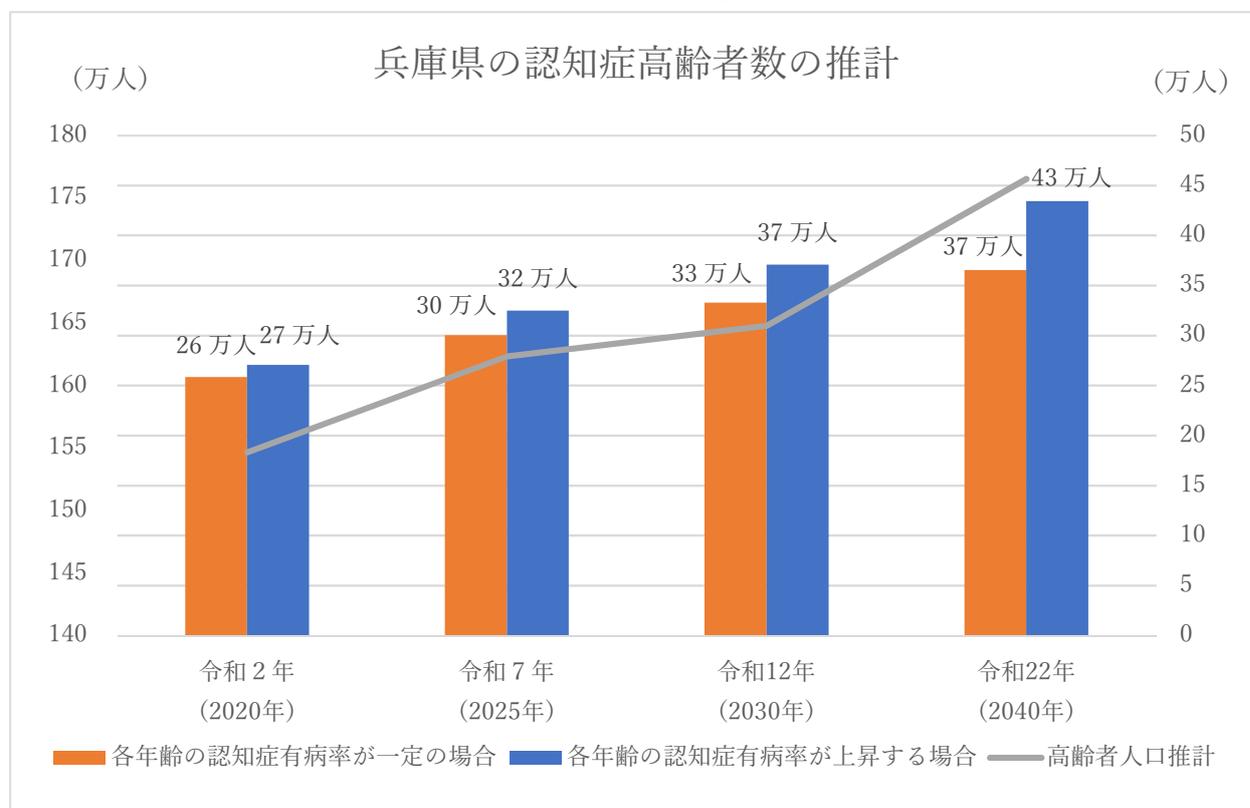
1	作成の趣旨等	P 1
	(1) 目的 (ネットワークの必要性)	P 1
	(2) 用語の定義	P 2
	(3) 各関係機関の役割	P 3
2	認知症高齢者等の見守り・SOS ネットワーク構築について	P 4
3	認知症高齢者等が 安心して外出ができるために (行方不明の未然防止)	P 5
	(1) 事前登録による見守りネットワーク	P 5
	(2) 地域の見守り力を高める取組	P 6
4	認知症高齢者等が所在不明となったとき (行方不明対応)	P 7
	(1) 所在不明時の対応の流れ	P 7
	(2) 発生から1日以上経過した時の対応の流れ	P 8
5	身元不明の認知症高齢者等を保護したとき (身元不明対応)	P 9
	(1) 身元不明者保護時の対応の流れ	P 9
	(2) 身元が判明しない場合の対応の流れ	P 10
6	関係機関窓口 (県、市町)	P 11

## 1 作成の趣旨等

認知症高齢者等の増加が見込まれる中、認知症高齢者等とその家族が安心して暮らせる社会づくりのため、地域全体の見守り体制の充実が喫緊の課題です。

### (1) 目的（ネットワークの必要性）

兵庫県内では、令和2年時点で、認知症の人が約26～27万人（高齢者の16.7～17.5%）と見込まれています。令和7年には約30～32万人（高齢者の18.5～20.0%）と、高齢者の5人に1人が認知症になると予測されています。



(高齢者人口：令和2年：国勢調査、令和5年：兵庫県「高齢者保健福祉関係資料」(R5.2.1)、令和7年、22年：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(R5.12.22)」、認知症高齢者数：高齢者人口に「令和5年度版厚生労働白書」を用いて推計)

このように、認知症高齢者の増加が見込まれる中で兵庫県が目指している「認知症の人も安心して暮らせるまち」を実現するには、地域全体の見守り体制を構築、そして継続・強化していかなくてはなりません。

本誌は既に県内全市町で構築されているネットワークの仕組みをより多くの方に知っていただき、認知症や認知機能の低下により、外出を心配されるご本人やご家族にご活用いただくために作成しました。

認知症高齢者等が安心して外出できるためには、地域における認知症への理解の促進を図るとともに、この「認知症高齢者等の見守り・SOSネットワーク」が有効に機能することが大切です。

ネットワークがあることで、認知症高齢者等の見守り体制の強化と行方不明の未然防止、行方不明時には警察の活動に加え、地域の方のネットワークも力を発揮し、活動を行うことができます。このことは**認知症の人やその家族も安心して暮らせる地域づくり**へと繋がります。



#### <ネットワークの名称等について>

兵庫県では、「認知症＝徘徊」と言った誤ったイメージが固定しないよう、「徘徊」の文字を使わないこととしています。

## (2) 用語の定義

以下の用語は、本誌において「定義」として示す意味で使用します。

用語	定義
認知症高齢者等	若年性を含む認知症又はその疑いのある者
行方不明者	生活の本拠を離れ、その行方が明らかでない者であつて、行方不明者発見活動に関する規則（平成 21 年国家公安委員会規則第 13 号、以下「規則」という。）第 6 条第 1 項の規定により警察署長に届出（行方不明者届）がなされたもの。 (規則第 2 条第 1 項)
迷い人	生活の本拠を離れ、その身元が明らかでない者 (規則第 19 条第 1 項)
身元不明者	居住地等の本人を特定する情報が確認できないまま、応急の救護が行われたものの、結果として本人を特定する情報に乏しく自治体が関与して、病院、保護施設及び老人福祉施設等において生活保護をしている者をいう。（警察官職務執行法（昭和 23 年法律第 136 号、以下「警職法」という。）第 3 条第 1 項の規定による警察の保護が行われているものを除く。）

### (参考) 身元不明者の保護（救護）に関する主な法律

関係法律	対象者	対応（実施機関）
生活保護法	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活に困窮する者</li> <li>急迫した状態にある要保護者</li> </ul>	同法第 7 条による生活保護の実施（福祉事務所：市・健康福祉事務所）
行旅病人及び行旅死亡人取扱法	<ul style="list-style-type: none"> <li>病気や飢えにより歩行できない行旅者</li> <li>引取者がなく、かつ、警察官が救護の必要があると認めて引き渡しを受けた者等</li> </ul>	同法第 2 条による救護の実施（市町）

### (3) 各関係機関の役割

所 属	役割の内容
市町の認知症対策担当課	認知症高齢者等の見守り・SOS ネットワークを活用し、事前登録による1人1人の地域での見守りを行うとともに、行方不明時にネットワーク構成員に情報発信し、早期発見につながる取組を行う。
市福祉事務所又は 県健康福祉事務所生活保護担当課	認知症高齢者等の身元不明者の生活保護を行った上で、身元不明者の身元確認につながる情報の収集に努めるとともに、収集した情報を関係機関等に提供し、早期の身元判明につなげる。 ※ 認知症高齢者等が身元不明で発見された場合、所在や氏名等言えず、生活費に充てる所持金を有していないとき生活保護が実施される
県健康増進課	市町（認知症対策担当課）からの依頼を受けて、県内外の関係機関に対して行方不明者の早期発見の協力依頼を行うほか、行方不明者に関する情報の取扱いについて、広域的な連絡調整を行う。
県地域福祉課	市町等（生活保護担当課）からの依頼を受けて、県内外の関係機関に対して身元不明者の身元の照会を行う。
警察署等	家族や関係者から事情聴取を行った上で届出を受理し、行方不明者発見活動を実施する。 また、迷い人を発見した時は、一時的な保護を行い、行方不明者届の有無を確認するなど身元判明に向けた活動を行う。 なお、身元が判明しない場合は、市町担当課に引き継ぎを行う。
県警本部人身安全対策課	県内各警察署からの連絡を受けて、必要な手配関係を行うとともに、行方不明発見活動に対する各警察署への指導、支援のほか広域的な調整を行う。 併せて身元不明者の身元判明に向けた広域的な調整を行う。



## 2 認知症高齢者等の見守り・SOS ネットワークとは

認知症高齢者等の見守り・SOS ネットワークとは

### ①事前の登録による見守りネットワーク

行方不明が心配な方の情報を市町等に事前登録し、日頃の見守りや支え合いを地域で行う。

### ②早期発見に取り組む SOS ネットワーク

認知症の人が行方不明となった際に、ネットワーク構成機関等（※）に情報発信し、早期発見を行う。

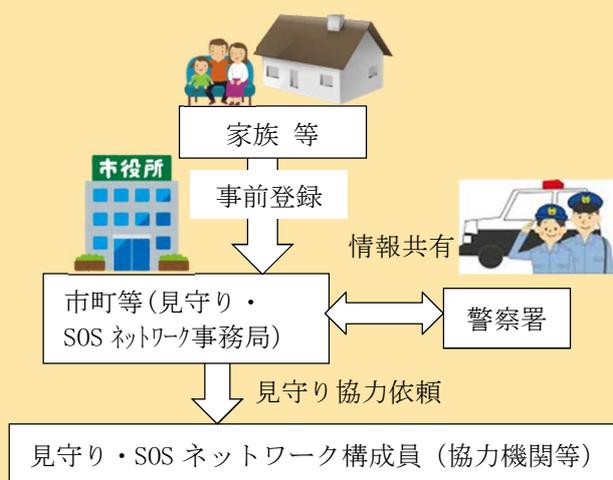
以上2つのネットワークのことを指します。

#### ※ネットワーク構成機関例

警察、消防、社協、認知症相談センター、地域包括支援センター（地域総合支援センター）、介護保険事業所・施設（地域サポート型特養など）、商店街、公共交通機関、タクシー会社、郵便局、銀行、コンビニ、自治会、民生委員、認知症キャラバンメイト・認知症サポーター 等

### ■ 見守り・SOS ネットワークのイメージ（①②の両輪）

#### ① 事前の登録による見守りネットワーク



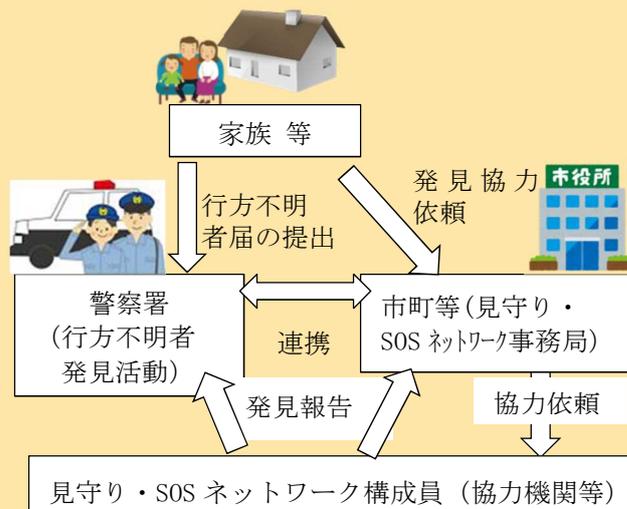
行方不明が心配な場合、事前登録して、日頃からの地域の見守りを行う。

※ ケース会議等で、事前登録者1人1人の見守り体制を検討し、ネットワーク構成員等に協力を求める。

#### 【事前登録内容例】

氏名(旧姓)、生年月日、住所、身体的特徴(身長、体重、足のサイズ、ほくろの位置等)、最近の顔写真、外出コース、緊急連絡先 等

#### ② 早期発見に取り組む SOS ネットワーク



所在不明発覚（行方不明）時、家族等が速やかに警察に行方不明者届を提出する。

市町等（見守り・SOS ネットワーク事務局）から見守り・SOS ネットワーク構成員（協力機関等）に、事前登録情報に所在不明発覚（行方不明）時の状況を加え FAX、メール等で発見に向けた協力を依頼する。

#### 《メリット》

#### 認知症高齢者等の見守り・SOS ネットワーク(①②の両輪)

- 事前登録を行い、1人1人の地域の見守り体制を検討し、日頃から地域で見守りの関係づくりを行うことで、行方不明の未然防止につながるだけでなく、安心して暮らせる環境をつくっていくことができる。
- 行方不明時、事前登録をしていることで、身体的特徴、最近の顔写真等の確実な情報をもとに警察や構成員が迅速な発見活動を行える。

### 3 認知症高齢者等が安心して外出できるために（行方不明の未然防止）

#### （1）事前登録による見守りネットワーク

地域での見守り強化や万が一が行方不明になった場合に備えて、認知症の人の名前や住所、身体的特徴等の本人情報をあらかじめ登録しておく制度です。

事前登録をされたご本人や家族の希望を聞き、了解を得た上で、1人1人の地域の見守り体制を検討します。認知症の人の外出を無理に制限するのではなく、周りの人に見守られながら、安心して外出できるまちづくりを推進します。

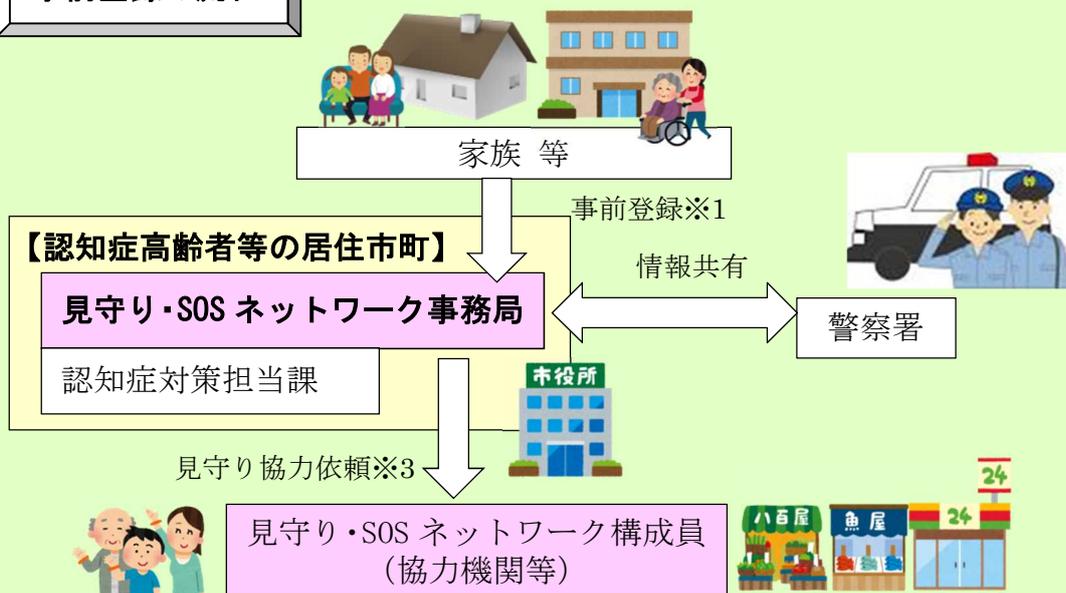
登録者1人1人のよく行く場所や散歩のルートなどの行動範囲を確認し、その周辺にある見守り・SOS ネットワーク構成員のお店や施設、近所の人などに見守りや声かけをお願いします。



ネットワーク構成員

毎日のお散歩や買い物等を見守り、異変を感じた場合には市町の担当者やケアマネージャーに連絡をします。  
例) 顔色が悪い、立ち往生している、1日に何度も同じものを買っていく など

#### 事前登録の流れ



#### ※1 【事前登録内容】

氏名(旧姓)、生年月日、住所、身体的特徴(身長、体重、足のサイズ、ほくろの位置等)、最近の顔写真、外出コース、よく行く場所、緊急連絡先 等

①家族の中に行方不明が心配な方がいる場合、ご本人とご家族の了解を得た上で、事前に市町等（見守り・SOS ネットワーク事務局）に事前登録を行います。

②市町が得た登録情報を地域包括支援センターや警察署、見守り SOS ネットワーク構成員と情報共有し、地域での見守りを強化します。

③万が一、登録者であるご本人が行方不明になった場合は、登録情報を警察、SOS ネットワーク構成員へ情報提供し、発見活動に役立てます。（詳細は7ページへ）

## (2) 地域の見守り力を高める取組

県内の各市町では、SOS ネットワークの事前登録だけではなく、下記のような取組をそれぞれ工夫して実施し、認知症の人とその家族が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるようなまちづくりを進めています。

### ①模擬訓練の実施

見守り・SOS ネットワークを活用した模擬訓練（模擬捜索、声かけ体験等）により、ネットワークの連絡体制や協力活動を体験し、ネットワークの点検をします。

### ②認知症サポーター養成講座やステップアップ講座の実施

認知症について正しい知識をもち、地域や職域で認知症の人を見守り、支え合いの社会づくりの理解者にもなってもらえる認知症サポーターを養成する研修です。研修は、市町が住民、企業、学校向けに開催しています。開催日程はお住まいの市町の認知症サポーターキャラバン事務局にお問い合わせください。（県 HP の事務局一覧をご確認ください。）また、各市町において認知症サポーターのスキルアップを図るステップアップ講座も開催しています。

県 HP : <https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf29/27nintishousp.html>

まちで高齢者が、道に迷っていたり、具合が悪そうだったり、

お金の支払いに戸惑っていたり、

危険な行為（無理な道路の横断など）をしていたり、

どこか様子がおかしかったり（靴を履いていないなど）していたら・・・

**周りの人がさりげなく声をかけ、必要な手助けすることが、認知症高齢者等の行方不明や事故を未然に防ぎ、認知症高齢者等が安心して外出できるまちづくりにつながります。**



### ③認知症サポート店

認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らすことができる地域をつくるため、県では、認知症サポーター養成講座を受講した従業員等を店舗や窓口等に配置し、認知症の正しい理解と適切な対応に努める企業等を「ひょうご認知症サポート店」として登録をお願いしています。

登録企業には、県作成の認知症サポーターハンドブックに加え、店舗や窓口に掲示するステッカーや認知症サポーターであることを示すシール等の無料配布をしており、認知症サポーターの従業員がいることを明示するようにしています。

本事業にご理解をいただき、認知症にやさしい地域づくりへご協力いただける場合は、新規登録の申込みをどうぞよろしく願いいたします。

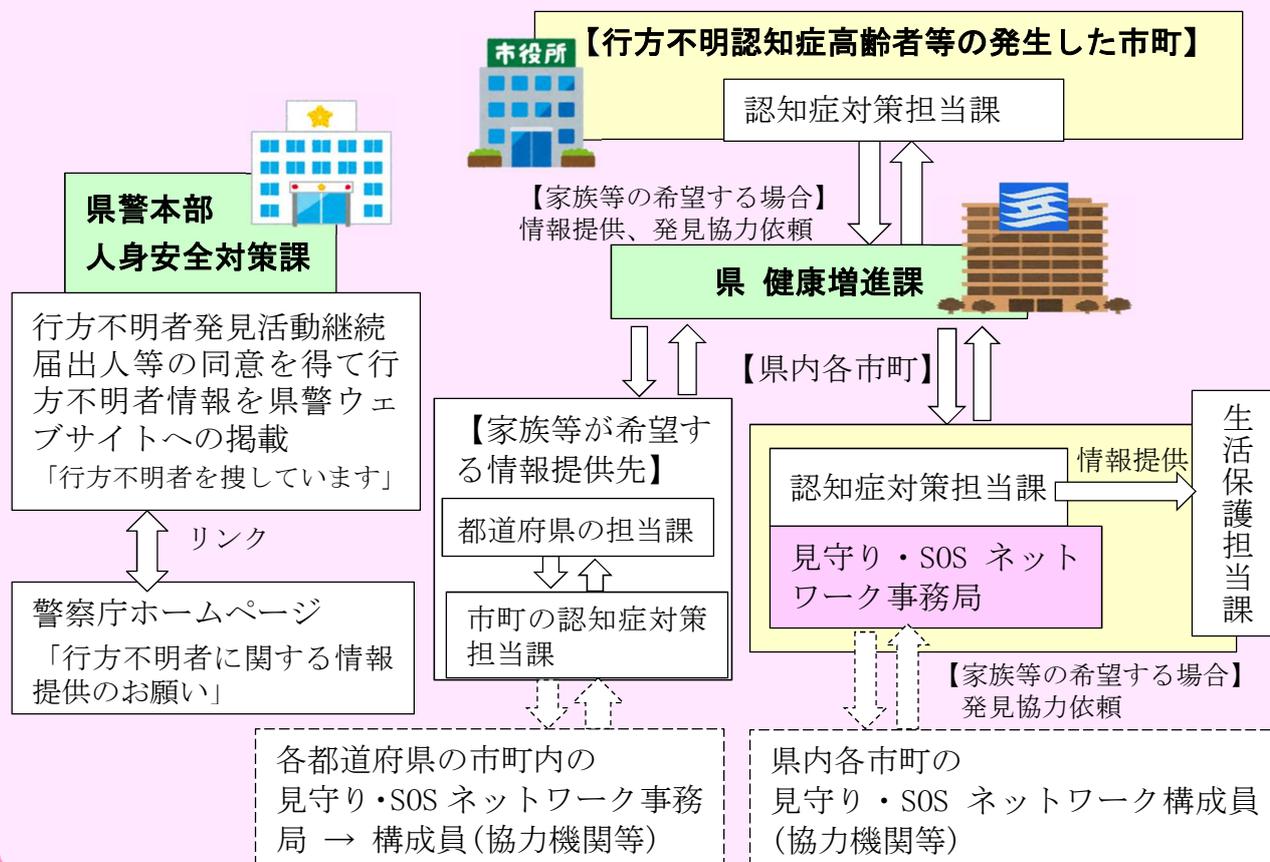
新規登録の申込み、県内登録企業の一覧等の詳細は以下県 HP からご覧下さい。

県 HP : <https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf29/nintisyouniyasasiikigyou.html>



## (2) 発生から1日以上経過した時の対応の流れ

### 行方不明の認知症高齢者等の発生後、1日以上経過



①行方不明者の家族は、最寄りの警察署に行方不明届を出します。独居で親族がいない場合は、民生委員やケアマネージャー等でも届出は可能です。

②警察署と当該市町認知症担当課が連携し、情報を共有して、市町内のSOSネットワークに発見協力を依頼します。

行方不明発生直後、家族等が希望する場合は、行方不明者が立ち寄る可能性がある近隣市町等に発見協力依頼することができます。

#### 【立ち寄る可能性がある所】

実家、以前住んでいた所、兄弟姉妹や知り合いがいる、以前の職場 等

③発見されない場合は、県健康増進課を通じ、県内外の他市町へ発見協力依頼をすることができます。(情報提供の範囲は、家族等の希望により決定します。)

また、警察では家族等の希望があれば、行方不明者の手配チラシを県内外の警察施設等に掲示し、公表することができます。(チラシは、家族等が作成し、必要部数を警察本部へ郵送をお願いします。掲載期限はおおむね3か月です。)

他にも、県警ウェブサイト「行方不明者を捜しています」に、写真や身体的特徴等を掲載することができます。(掲載期限はおおむね3か月：更新可)

<参考：ホームページアドレス>

- 兵庫県警察「行方不明者を捜しています」

<http://www.police.pref.hyogo.lg.jp/sodan/missing/index.htm>

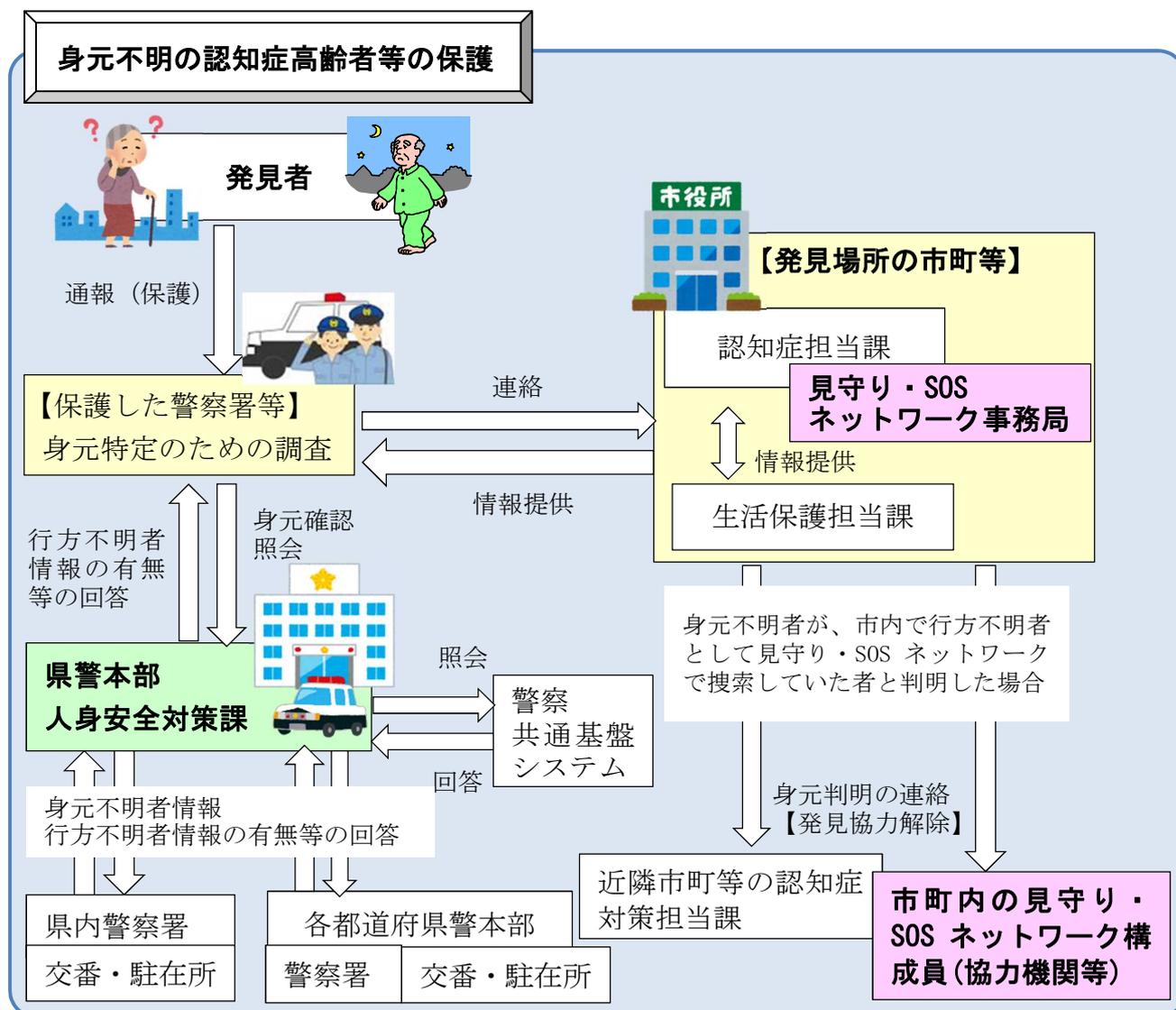
- 警察庁「行方不明者に関する情報提供のお願い」

<https://www.npa.go.jp/safetylife/seianki/fumei/index.htm>



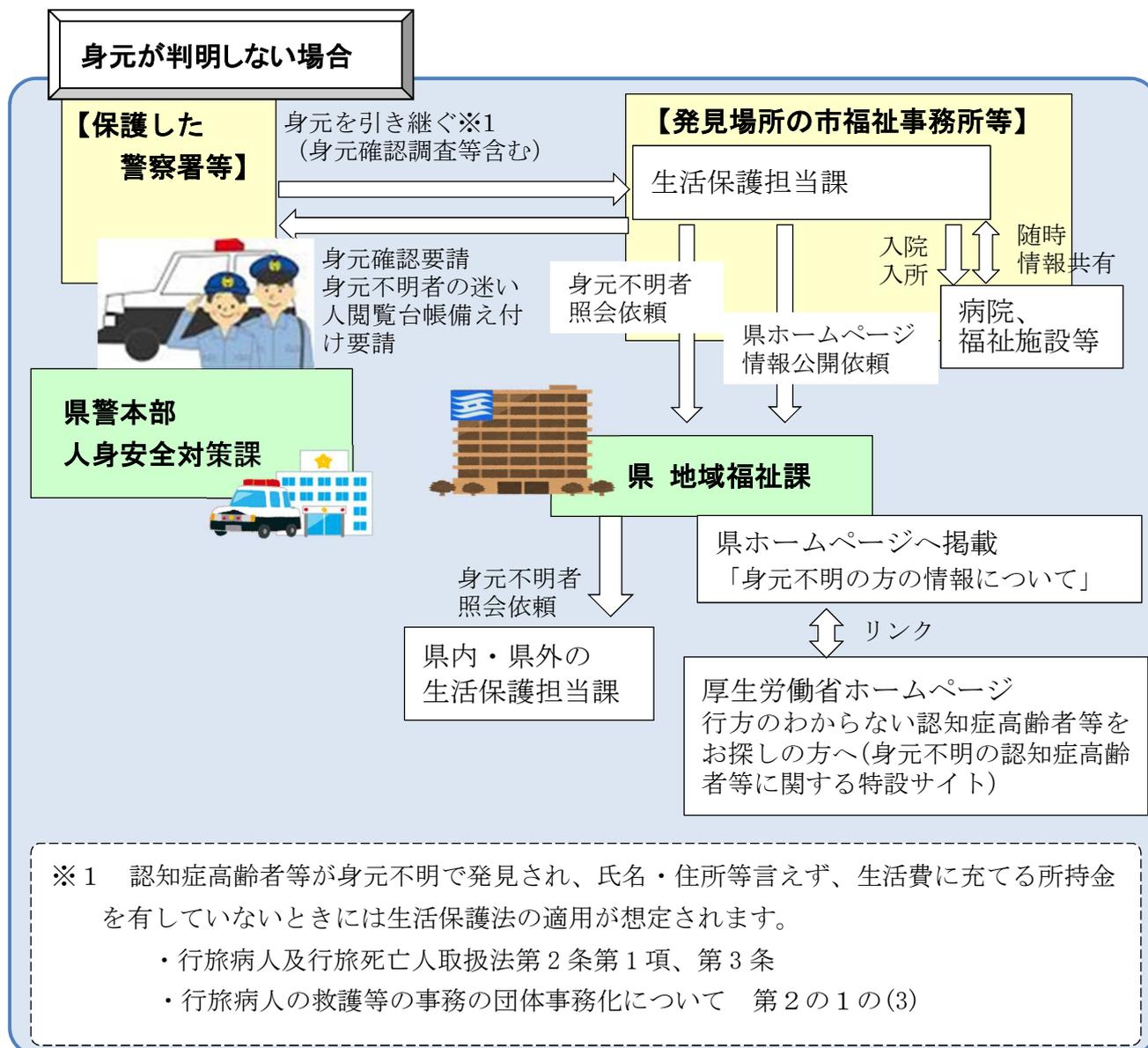
## 5 身元不明の認知症高齢者等を保護したとき（身元不明対応）

### （1）身元不明者の保護時の対応の流れ



- ①発見者からの通報を受け、身元不明の認知症高齢者を警察署が保護します。
- ②警察署は県警本部に身元確認照会をするとともに、発見場所の市町へ連絡します。
- ③市町の認知症担当課と生活保護担当課は連携し、見守り・SOS ネットワーク等を利用して当該市町住民で、捜索中の行方不明者に該当者がいないか情報収集します。
- ④身元不明者が当該市町で行方不明者として捜索していた者と同一人物であることがわかり、身元が判明した場合は、発見協力依頼をしていたネットワーク構成員や近隣市町へ発見協力依頼解除通知の連絡をします。

## (2) 身元が判明しない場合の対応の流れ



①身元不明者の身元が判明しない場合は、発見場所の市福祉事務所が身元を引き継ぎ、病院や福祉施設を紹介します。

②当該市町の生活保護担当課は県地域福祉課に身元不明者の照会依頼をし、それを受けた県地域福祉課は、県内外の生活保護担当課へ情報提供及び照会依頼をします。また、市町が依頼した場合は、県ホームページ及び厚生労働省ホームページ「行方のわからない認知症高齢者等をお探しの方へ」へ情報を掲載します。

③一定期間経過しても身元が判明しない場合は、市町が随時管轄警察署へ身元確認の要請を行います。

<参考：ホームページアドレス>

■ 兵庫県「身元不明の方の情報について」

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf03/mimotofumei.html>

■ 厚生労働省「行方のわからない認知症高齢者等をお探しの方へ(身元不明の認知症高齢者等に関する特設サイト)」

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000052978.html>



## 6 関係機関窓口（県、市町）

### （1）認知症高齢者等の見守り・SOS ネットワーク（認知症対策担当課）

#### 【県の認知症対策担当窓口】

県・課名	電話	FAX
兵庫県健康増進課	078-362-3188	078-362-3913

#### 【市町の認知症対策担当窓口】（R5.4月現在）

市町名	担当課・係名	電話
神戸市	高齢福祉課	078-322-5259
姫路市	地域包括支援課	079-221-2451
尼崎市	高齢介護課・包括支援担当	06-6489-6356
明石市	高齢者総合支援室	078-918-5288
西宮市	地域共生推進課	0798-35-3187
洲本市	健康福祉部介護福祉課	0799-22-9333
芦屋市	高齢介護課高齢福祉係	0797-38-2044
伊丹市	地域・高年福祉課	072-784-8099
相生市	長寿福祉室	0791-22-7124
豊岡市	高年介護課高齢者福祉係	0796-29-0055
加古川市	高齢者・地域福祉課	079-427-9174
赤穂市	社会福祉課いきがい福祉総務係	0791-43-6809
西脇市	長寿福祉課	0795-22-3111
宝塚市	高齢福祉課	0797-77-0505
三木市	介護保険課	0794-82-2000
高砂市	地域福祉課	079-443-9026
川西市	介護保険課中央地域包括支援センター	072-755-7581
小野市	高齢介護課長寿社会係	0794-63-1060
三田市	いきいき高齢者支援課	079-559-5070
加西市	長寿介護課地域支援係	0790-42-8728
丹波篠山市	長寿福祉課高齢支援係	079-552-5346
養父市	介護保険課地域包括支援センター	079-662-7603
丹波市	介護保険課地域支えあい推進係	0795-88-5267
南あわじ市	地域包括支援室	0799-43-5237
朝来市	ふくし相談支援課	079-672-6125
淡路市	地域福祉課地域包括支援係	0799-64-2145
宍粟市	福祉相談課	0790-63-3167
加東市	高齢介護課	0795-43-0431
たつの市	地域包括支援課	0791-64-3125
猪名川町	福祉課	072-766-8701

市町名	担当課・係名	電話
多可町	地域包括支援センター	0795-30-2525
稲美町	健康福祉課地域包括係	079-492-9150
播磨町	播磨町保健課地域包括ケア係	079-435-0313
市川町	地域包括支援センター	0790-26-1999
福崎町	福祉課地域包括支援センター	0790-22-0560
神河町	健康福祉課	0790-32-2421
太子町	高年介護課高年福祉係	079-276-6639
上郡町	国保介護支援課地域包括支援係	0791-52-1152
佐用町	地域包括支援センター	0790-82-2079
香美町	福祉課地域包括支援係	0796-36-4004
新温泉町	地域包括支援センター	0796-82-5623